

第33回滋賀県首長会議

食料の安定供給のための農地の確保及び
その有効な利用を図るための農業振興地域の整備
に関する法律等の一部改正について（栗東市）

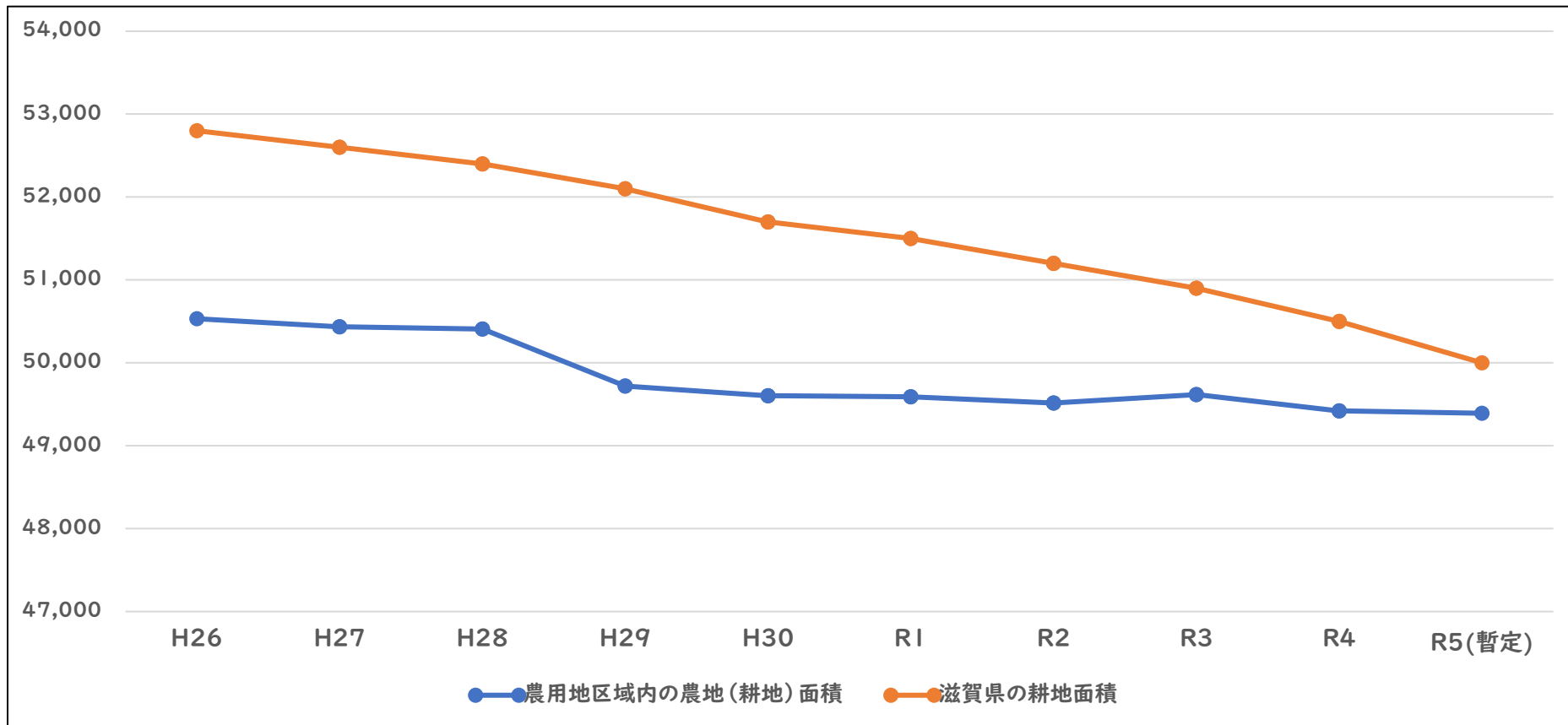
令和6年10月10日（木）
滋賀県

提案事項に関する県の考え方(1)

- 工業県であり、「**農業県**」でもある滋賀県として「食料の安全保障・安定供給」の強化を図るため、**優良農地の確保は重要課題の一つ**と認識。
- 食料・農業・農村基本法で新たに位置付けられた「食料安全保障の確保」を受けて、今年6月成立の農振法の一部改正では、**農地の総量確保に向けた規制強化の措置**が講じられたところ。

滋賀県の耕地面積

(単位:ha)



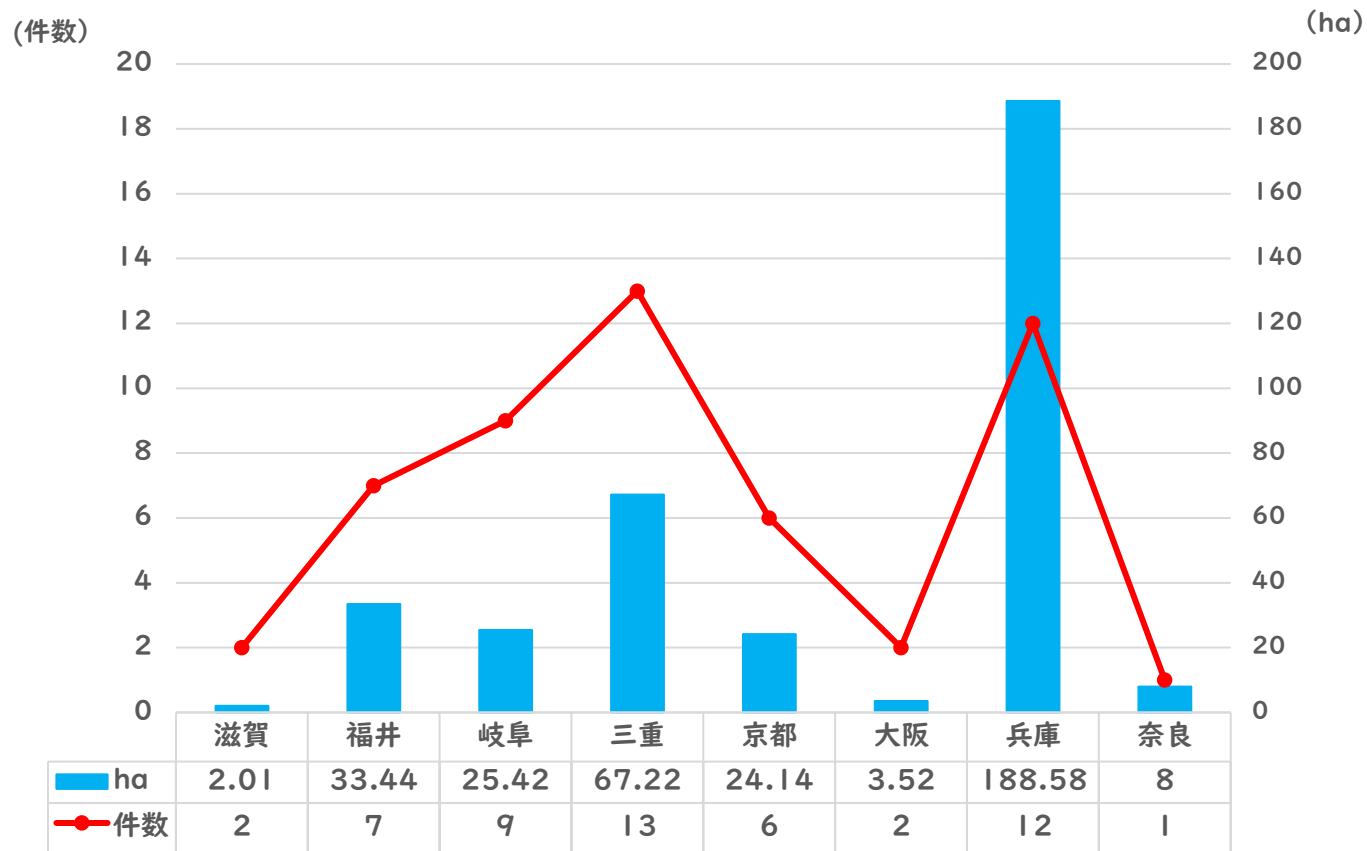
(青線) 求積方法の変更等により、多少の誤差あり。
(橙線) 参考: 1975年 67,500ha

面積は、年々減少傾向

提案事項に関する県の考え方(2)

- 一方で、経済の持続的な成長を図り、
税収増加、雇用の創出、地域消費の拡大が
期待できる**産業立地を推進していく必要がある。**
- 産業用地の不足の解消を図るため、
**民間等の用地情報の紹介や県と市町の
連携による産業用地の開発を進めている。**

提供可能産業用地（近隣府県との比較）



日本立地センター（2023年）

産業用地の不足により、企業からの問い合わせに
対応できない状況

提案事項に関する県の考え方(3)

- 産業立地に向けた用地開発など、
都市化を進める**大規模な県土利用の転換は、**
都市計画における**市街化区域への編入が基本。**
- 今回の法改正は、**個別の開発計画を直ちに妨げるものではない。**
具体的な個別の事業計画がある場合には、
農村産業法や地域未来投資促進法などの特例法の適用を
含めて、**法制度の範囲内で適切に助言**させていただく。
- これらの対応により、
「産業用地の確保」を図りながら、
「優良農地の維持」に努めてまいる。

法改正による産業用地開発への影響(1)

- 今回の農振法改正のポイントは、
「**県の面積目標※に対する国の関与強化**」(①②のとおり)
※令和17年目標値として、令和8年度に設定予定の県全体の青地の面積目標
 - ① 国からの**勧告・是正要求**
 - ② 青地からの除外に対する、「**知事同意基準**」と
「**国への資料提出**」の追加
- **具体的な内容や運用については、ガイドライン等で示されることとなっているが、現時点では明らかになっていない。**

法改正による産業用地開発への影響(2)

【①国からの勧告・是正要求】

- **青地を対象にした産業用地の開発**（市街化区域編入、農村産業法、地域未来投資促進法を含む）**や公共事業等によって、青地の減少が進むことにより、県の面積目標の達成に支障が出ることが予想される。**
- 県の面積目標の各年の達成状況によっては、県は国から**技術的助言に加え、勧告や是正要求**を受けることになる。
- この場合、**青地における新たな産業用地開発について、代替措置（白地農地の青地への編入等）が必要となる可能性がある。**

法改正による産業用地開発への影響(3)

【②青地からの除外に対する、「知事同意基準」と 「国への資料提出」の追加】

- 大規模な青地の除外について、「**県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないこと**」の要件が追加された。
- ただし、**市街化区域編入**や**農村産業法等**を活用した**産業用地開発**については、**対象外**とされている。
- **県の面積目標の達成状況**によっては、**知事同意の可否**に影響を与える可能性がある。
- 今後、国は、市町からの除外協議の順序等によって**不公平が発生しないよう、ガイドライン等で示す**こととしている。

県の面積目標への今後の対応方針

今後、国が行うルール作りに対し、以下のとおり対応する。

■ 政省令・ガイドライン（令和6年度中予定）

- ・ 具体的な内容が国から示された際には、**県から意見を述べていく。**

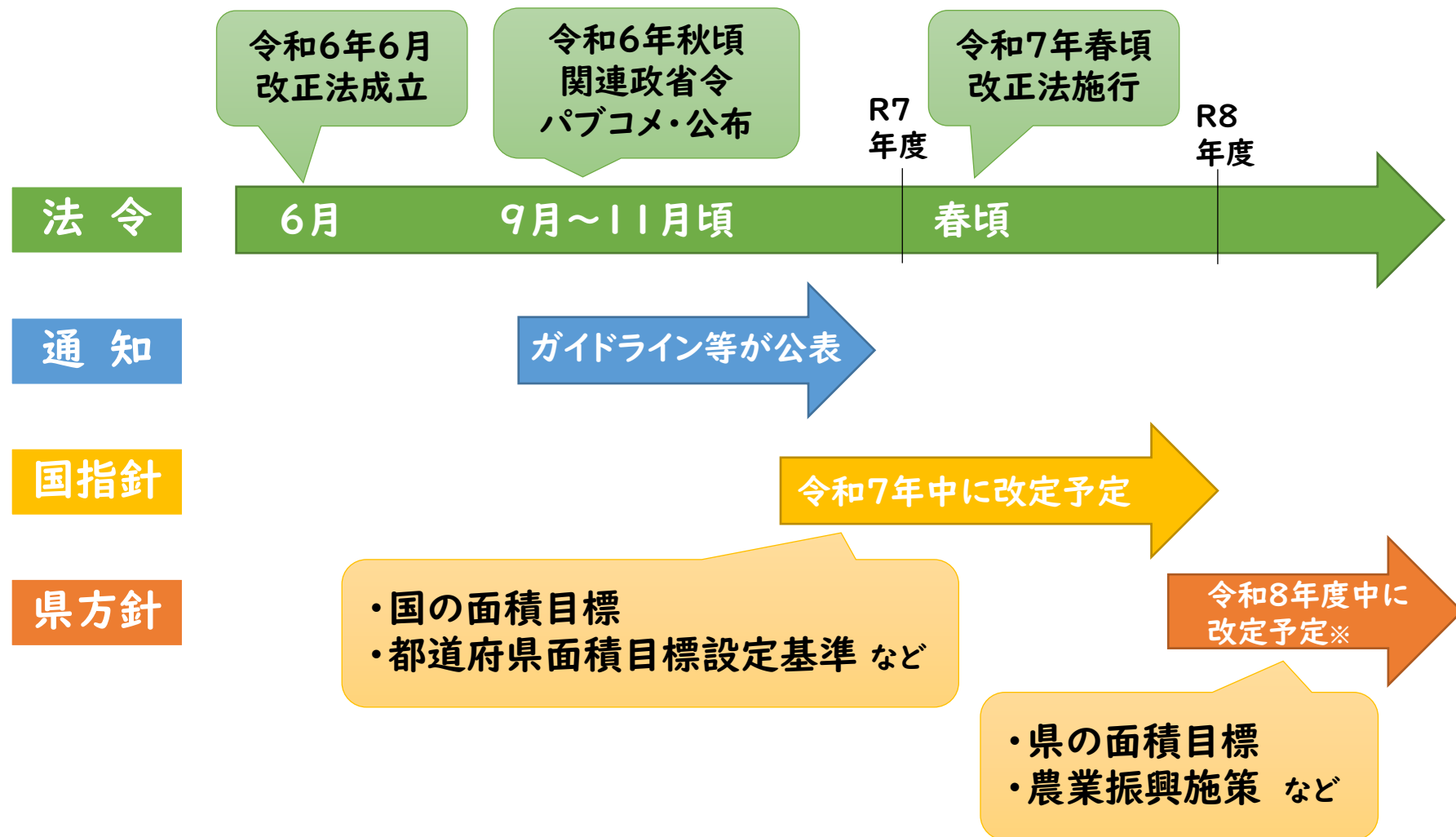
■ 国の基本指針（令和7年改定予定）

- ・ 国の面積目標や**都道府県面積目標設定基準**（以下「基準」という。）等が定められる。
- ・ **全国知事会、全国市長会、全国町村会**への意見聴取が義務付けられている。
- ・ 特に、**基準については各都道府県知事**への意見聴取が行われることから、県の意見を国に提示していく必要があるため、**県から市町に対し、ご意見を伺う予定。**

■ 県の基本方針（令和8年度改定予定）

県の面積目標については、**優良農地確保を目指しつつも、達成困難な目標とならないよう、市町の意見も踏まえ、国との協議調整を行う。**

●農振法改正に係る今後の流れ



※前回改定時のスケジュールから想定